令和6年山形県教育委員会2月定例会

令和6年2月8日 県庁舎教育委員室

- 1 開 会 午前10時
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 会期の決定
- 4 報 告
 - (1) 山形県公立高等学校入学者選抜方法改善方針について (高校教育課)
- 5 議 題
 - 議第1号 令和7年度山形県立高等学校入学者選抜基本方針の決定について (高校教育課)
 - 議第2号 山形県教育財産管理規則の一部を改正する規則の制定について (教育政策課)
 - 議第3号 博物館の登録について (生涯教育・学習振興課)
 - 議第4号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づ く意見について

(教育政策課、教職員課、義務教育課、スポーツ保健課)

6 閉 会

山形県公立高等学校入学者選抜方法改善方針

1 改善の趣旨

山形県公立高等学校入学者選抜方法改善検討委員会において、各高等学校が策定した「入学者の受入れに関する方針(以下、アドミッション・ポリシーという)」に沿った入学者選抜の実施や受検機会の改善、充足率の向上に向けた本県高等学校入学者選抜の在り方について検討していただき、その報告書が令和5年12月に県教育委員会に提出されました。

県教育委員会では、その報告書の内容を踏まえ、山形県公立高等学校入学者選抜方 法の改善方針を策定しました。

2 改善方針

(1) 各高等学校のアドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜及び受検機会の改善 に関する対応について

各高等学校で策定したアドミッション・ポリシーに沿うとともに、学科毎に異なる 受検機会の差をなくすよう改善を図った入学者選抜を、以下の①から③のとおりと し、令和8年度入学者選抜から実施する。これに伴い、現在実施している推薦入学者 選抜及び一般入学者選抜は廃止する。なお、連携型中高一貫教育を行う県立新庄南高 等学校金山校と県立小国高等学校で実施している「中高一貫教育における連携型入 学者選抜」は前期(特色)選抜に合わせて、継続して実施する。

① 前期(特色)選抜

- 実施時期 A日程かB日程のいずれかを各高等学校が選択して実施する。 A日程:大学入学共通テスト実施日以降の直近の火曜日(1月中旬) B日程:2月初め
- 募集人員 各高等学校の各学科の定員の5%以上50%以内とし、各高等学校の実情を踏まえ、各高等学校で設定することとする。なお、音楽科及び体育科については、その専門性に鑑み、現行の推薦入学者選抜と同様、音楽科は60%程度、体育科は80%程度とする。
- 志願資格 各高等学校の特色及びアドミッション・ポリシーを踏まえ、各高等学校で設定した要件を満たすとともに、合格内定の場合は入学を確約でき、中学校等を卒業する見込みの者とする。

- 検査内容 各高等学校のアドミッション・ポリシーに合わせ、次に示す検査内容の中から、各高等学校が1つから3つを選択して実施する。 ア 個人面接 イ 集団面接 ウ 作文 エ 発表オ その他(小論文、実技、口頭試問、学校ごとの学力検査等)
- ② 後期(一般)選抜
 - 実施時期 現行の一般入学者選抜と同じ3月7日に実施する。なお、感染症等 やむを得ない事情により3月7日に受検できない受検者に配慮し、 3月12日に追検査を実施する。
 - 募集人員 入学定員から前期(特色)選抜及び中高一貫教育(連携型)における連携型入学者選抜の合格内定者数、並びに中高一貫教育(併設型)の併設中学校からの入学予定者数を減じた数とする。
 - 志願資格 中学校等を卒業または卒業する見込みの者、または学校教育法施行 規則第95条の各号のいずれかに該当する者とする。
 - 検査内容 国語、社会、数学、理科、外国語(英語)の学力検査とする。また、音楽科、体育科では専門教科に係る適性検査を実施することとする。 なお、現行の一般入学者選抜において一部の高等学校で実施している面接は実施しない。
- ③ 中高一貫教育における連携型入学者選抜 (実施時期以外は変更なし)
- 実施時期 A日程かB日程のいずれかを各高等学校が選択して実施する。 A日程:大学入学共通テスト実施日以降の直近の火曜日(1月中旬) B日程:2月初め
- 募集人員 入学定員内とし、特に定めない。
- 志願資格 連携型中高一貫教育を行う中学校を卒業する見込みの者とする。
- 選 抜 「学習のまとめ」及び面接等に基づいて行う。

(2) 県外志願者の受入れについて

県外志願者受入れの拡大に向けて、「山形県公立高等学校入学者選抜における県外 志願者受入れに関する要綱」で定めた県外志願者の受入れができる要件を、令和7年 度入学者選抜から「直近3年における入学定員に対する合格者数の割合が連続して 8割に満たない学科」から、「直近2年における入学定員に対する合格者数の割合が 連続して9割に満たない学科」に緩和する。

(3) 前期(特色)選抜の一部先行実施について

令和4年度及び令和5年度入学者選抜における入学定員に対する合格者数の割合の平均が7割に満たない普通科を持つ高等学校(全日制)において、令和7年度入学者選抜から、前期(特色)選抜を先行して実施できることとする。令和7年度に実施する場合、実施時期は、現行の推薦入学者選抜と同日(令和7年2月3日)、募集人員は、定員の30%を上限とし、各高等学校で定め、検査内容については、個人面接、集団面接、作文から各高等学校で選択することとする。なお、令和7年度に先行して実施した場合の実施時期等については1年限りとし、令和8年度からの実施にあたっては、実施時期や募集人員等を改めて定めることができることとする。

山形県公立高等学校入学者選抜方法の概要

1. アドニッション・ポリシーに沿った入学者選抜(受検機会の改善)

前期(特色)選抜 \bigcirc

- 実施時期 A日程 (1月中旬) かB日程 (2月初め) のいずれか募集人員 各高等学校の各学科の定員の5%以上20%以内
- 各高等学校で設定した要件(評定等)を満たす者 志願資格
- 個人面接 集団面接 作文 発表 その他 (実技等) 檢查内容

後期(一般)選抜 (V)

- 3月7日 (3月12日に追検査) 実施時期
- (英語) の学力検査 理科、外国語 国語、社会、数学、 • 檢查內容

2. 県外志願者の受入れ

県外志願者受入れに関する要綱の緩和

直近3年連続して8割未満の学科→直近2年連続して9割未満の学科

3. 前期(特色)選抜の一部先行実施

- 一部の普通科において、令和7年度入選から前倒しで実施可能
- ・該当校 R4,5年度入選における定員に対する合格者の割合の平均が、 7割未満の普通科(実施は申請した高校のみ、今後発表)
- 定員の30%を上限、令和7年2月3日実施

ŲП 称 然 表 包 格 呏 然 表 괚 何 3月 追検査 追検査 入学者 - 張 選抜 後期 選抜 上旬 察 3月 শ 生 下旬 題 丑 圖 丑 2月 菜 何 日程比較 È 佻 内定 2月 内定 쏾 眯 꺆 熈 出 眯 熈 知 会 山形県公立高等学校入学者選抜の 2月上旬 禁业 推薦 入学者 総の呼称 맱 部 (本部 (大部 Ш 計量 \mathbf{m} 題 丑 下旬 尺 田 夞 眯 学校はいずれ か一方を選択 熈 知 皿 맱 計期 特色 選抜 中旬 Ш < 四 飅 丑 上旬 送 方米 ボ 82 ? 四

報告1-5

J/-	令和7年度	R8入選実施 要項公表(6月) (10r2月) (3月) (3月)	
山形県公立高等学校入学者選抜に係る今後のスケジュー	令和6年度	R 8 入選基本方針 公表(5月) 高校毎の概要公表 (9月) (10月) (中学校・高校・保護者) (中学校・高校・保護者) (10月) (中学校・高校・保護者) (10月)	允付実施(2月)
	令和5年度	第3回検討 委員会(8月) 第4回検討 数号書提出 (12月) (2月) (2月)	(3月)
	令和4年度	第1回検討 委員会(9月) 安員会(1月) 表員会(1月) (R7入選及り) (R7入選及り) (A7大選及り) (A7大選及り)	

議第 1 号

令和7年度山形県立高等学校入学者選抜基本方針の決定について

令和7年度山形県立高等学校入学者選抜基本方針を別紙のとおり決定する。

提案理由

令和7年度における山形県立高等学校入学者選抜に係る基本方針を定める必要が あるため提案するものである。

令和6年2月8日提出

山形県教育委員会 教育長 髙 橋 広 樹

令和7年度山形県立高等学校入学者選抜基本方針(案)

令和7年度山形県立高等学校全日制の課程及び定時制の課程の入学者選抜は、次の方針に基づいて行う。

- 1 入学者の募集は、県教育委員会の公告に基づき、各高等学校長が行う。 なお、教育長が特に必要と認める場合は、第2次募集を行うことができる。
- 2 入学志願は次の各号に定めるところによる。
- (1) 入学志願は1人1校とし、在籍又は出身の中学校、これに準ずる学校、義務教育学校又は中等教育学校(以下「中学校」という。)の校長を経由して行うものとする。
- (2) 入学志願に係る通学区域は、「山形県立中学校及び高等学校の通学区域に関する規則」(昭和 24 年 3 月県教育委員会規則第 4 号)の定めるところによる。
- (3) 2校以上に同時に志願した者は、選抜の対象から除外する。
- 3 入学者の選抜は、各高等学校長が、それぞれ次の各号に定めるところにより行う一般入学者選抜、推薦入学者選抜及び連携型入学者選抜のうちいずれかの選抜方法により、各高等学校、学科等の特色に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行う。

選抜は、中学校における学習等の諸活動の記録及び県教育委員会が実施する学力検査の成績等 の資料に基づいて行う。

ただし、併設型高等学校においては、当該高等学校に係る併設型中学校の生徒については入学 者選抜は行わない。

なお、一部の学校において、令和8年度から実施予定の前期(特色)選抜を前倒しで実施する ことができる。

- (1) 一般入学者選抜は、次に定めるところにより行う。
 - ア 中学校長から送付された調査書及び学力検査の成績に基づき選抜する。ただし、体育科及 び音楽科の選抜においては、適性検査を行い、その結果を選抜の資料として加えるものとす る。
 - イ 調査書中の各教科の評定と学力検査の成績の比率は、高等学校長が定める。
 - ウ 必要に応じて面接を課し、この結果を選抜の資料に加えることができる。
 - エ やむを得ない理由で学力検査、適性検査、面接を受検できない受検者に対して、5 教科の 学力検査問題による追検査、適性検査、面接を別日程で行うものとする。
- (2) 推薦入学者選抜は、専門学科、総合学科及び全日制の課程で入学定員 40 名の高等学校(分校を含む)において、必要に応じて、次に定めるところにより行う。
 - ア 推薦入学者選抜は自己推薦によるものとする。この場合、学力検査を行わずに、自己推薦 書、調査書及び面接に基づき選抜する。ただし、体育科及び音楽科の選抜においては、適性 検査を行い、その結果を選抜の資料として加えるものとする。
 - イ 必要に応じて作文、実技検査及び当該高等学校作成の基礎学力検査を課し、これらの結果 等を選抜の資料に加えることができる。
 - ウ 連携型中高一貫教育を行う高等学校が行う推薦入学者選抜には、当該高等学校に係る連携型中学校の生徒は志願することができない。
- (3) 連携型入学者選抜は、中高一貫教育を行う連携型中学校から連携型高等学校への入学者の選抜に当たり、次に定めるところにより行う。
 - ア 学力検査を行わず、「学習のまとめ」及び面接に基づき選抜する。
- (4) 前期(特色)選抜は、一部の普通科において、必要に応じて、次に定めるところにより行う。 ア 前期(特色)選抜は、個人面接、集団面接、作文から各高等学校で選択し、その結果及び 調査書に基づき選抜する。

- 4 調査書を選抜の資料とする場合は、調査書中の「特別活動等の記録」及びその他の記録にも十分留意するものとする。
- 5 学力検査は次の日程で行う。
- (1) 本検査は、令和7年3月7日(金)に行う。
- (2) 追検査は、令和7年3月12日(水)に行う。
- 6 学力検査は、次の各号に定めるところにより行う。
- (1) 学力検査は、すべての学校・課程・学科において国語、社会、数学、理科及び外国語(英語) について、各教科同一問題で一斉に行う。
- (2) 学力検査の問題は、中学校学習指導要領(平成29年文部科学省告示第64号)に基づいて出題する。
- (3) 検査時間は、国語、社会、数学、理科、外国語(英語) それぞれ 50 分とする。
- (4) 配点は、国語、社会、数学、理科、外国語(英語) それぞれ 100 点とする。ただし、高等学校長が必要と認めるときは、特定教科の配点の比重を変更することができる。
- (5) 追検査の学力検査問題は本検査と同程度の難易度による出題とする。
- 7 高等学校長が必要と認め、自己申告等に関する書類が提出された場合は、これを選抜の資料として加えることができる。
- 8 合格者の発表は、令和7年3月17日(月)に受検番号によって行う。
- 9 国立諸学校を受検して合格した志願者については、在籍又は出身の中学校長は、志願先の高等学校長に対し、国立諸学校への入学の諾否を報告しなければならない。
- 10 県外からの志願者受入れについては、別に定める。
- 11 その他入学者選抜の実施上必要な事項は、別に定める入学者選抜実施要項に示す。

付 記

- 1 高等学校専攻科の入学者選抜については、別に定める。
- 2 定時制の課程における成人の入学者選抜及び通信制の課程における入学者選考については、 別に定める入学者選抜実施要項に示す。

議第 2 号

山形県教育財産管理規則の一部を改正する規則の制定について

山形県教育財産管理規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

山形県教育財産管理規則の一部を改正する規則

山形県教育財産管理規則(昭和60年3月県教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第18条第4項第1号中「(土地の使用を除く。)」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由

短期間の土地の使用に係る教育財産の使用許可について、手続を迅速化し、県民サービスの向上を図るため、提案するものである。

令和6年2月8日提出

山形県教育委員会 教育長 髙 橋 広 樹

山形県教育財産管理規則新旧対照表

現 行	改正案
(使用許可の決定等) 第18条 一略一	(使用許可の決定等) 第18条 一略—
2、3 一略一 4 管理者は、第1項の規定により使用を許可す	2、3 一略— 4 管理者は、第1項の規定により使用を許可す
べきものと決定するときは、次に掲げる場合を	べきものと決定するときは、次に掲げる場合を
除き、あらかじめ教育長の承認を受けなければ ならない。	除き、あらかじめ教育長の承認を受けなければ ならない。
(1) 使用 <u>(土地の使用を除く。)</u> の期間が短 期間のとき。	(1) 使用の期間が短期間のとき。
(2)、(3) —略—	(2)、(3) —略—

山形県教育財産管理規則の一部改正について

令和6年2月8日 教育局教育政策課

1 改正の概要

短期間の土地の使用に係る教育財産の使用許可について、教育長の承認を不要とし、 公所長限りで許可できるように山形県教育財産管理規則の改正を行うもの。

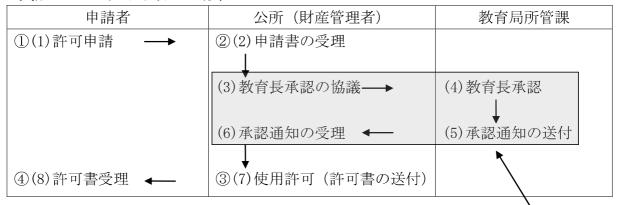
2 改正の理由

短期間の土地の使用に係る教育財産の使用許可は、地域におけるイベント等の開催に伴って行うことが多く、財産管理者(公所長)の迅速な判断により事務を執行し、県民サービスの向上をはかるため。

※短期間の土地の使用に係る教育財産の目的外使用許可の例

- ・地域行事の臨時駐車場として学校敷地の使用を1日許可
- ・スポーツ団体の大会会場として県立学校グラウンドを2日間使用許可など

3 事務フローにおける改正の効果



改正により削除されることで事務が簡素化

4 知事部局の取扱い

平成22年に「知事の権限に属する事務の委任に関する規則」を改正し、短期間の土地の使用に係る行政財産の目的外使用許可について、公所長限りで許可を行えるように取扱いを変更している。

以上

議第 3 号

博物館法に基づく博物館の登録について

博物館法 (昭和 26 年法律第 285 号) 第 11 条の規定により、次のとおり博物館の登録を行う。

- 1 登録年月日及び記号番号 令和6年2月8日 山形第2号
- 2 設置者の名称及び住所公益財団法人山形美術館山形市大手町1番63号
- 3 名称山形美術館
- 4 所在地 山形市大手町1番63号

提案理由

博物館法第 12 条の規定による博物館の登録申請があったので、提案するものである。

令和6年2月8日提出

山形県教育委員会 教育長 髙 橋 広 樹

博物館法に基づく博物館の登録について

1 山形美術館の概要

山形美術館は、「幅広い県民の美術館」という理念の下、まだ地方に美術館が少なかった 1964 年(昭和 39 年) 8 月に開館。

現在の建物は、地域性と近代様式をマッチさせた多層民家風の3階建てで、1985年(昭和 60年)に完成。

日本及び東洋美術、フランス近代美術、そして山形の美術を3つの柱として、調査研究、収集展示活動を行っている。

また、常設展示のほか、様々な企画展、グループ展などを開催し、地域に親しまれる美術館となっている。

2 山形県博物館登録等審査会における審査の概要

(1) 開催日

令和6年1月30日(火)

(2) 構成員

会 長 山形県教育局生涯教育・学習振興課長 島貫 克彦 審査員 山形県立博物館副館長(兼)学芸課長 上浦 勤 審査員 山形県立博物館学芸調査専門員 小嶋 康広 審査員 山形県立博物館学芸員 稲垣 圭祐

(3)審査方法

博物館法及び山形県博物館登録審査基準に基づき、申請書類及び実地調査により審査

(4) 審査結果(詳細は別紙参照)

博物館法第 13 条第1項各号に規定する博物館の登録要件のいずれにも該当すると認められるため、博物館の登録を行うことが適当であるとの結論に達した。

博物館登録の審査結果

申請者名 公益財団法人山形美術館 博物館名 山形美術館

	博物館の登録要件(博物館法第13条第1項各号)	適否	
1	次に掲げる要件のいずれにも該当する法人	0	
設	(1) 博物館を運営するために必要な経済的基礎を有すること。	0	
置	(2) 当該申請に係る博物館の運営を担当する役員が博物館を運営するために必要な知識又は経験を有すること。		
者	(3) 当該申請に係る博物館の運営を担当する役員が社会的信望を有すること。	0	
	当該申請に係る博物館の設置者が、法第19条第1項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者でないこと。	0	
博物館資料に関する調査研究を行う体制2 博物館資料の収集、保管及び展示並びに	館資料に係る電磁的記録を公開することを含む。)並びに博物館資料に関する調査研究の 実施に関する基本的運営方針を策定し当該方針を公表するとともに、当該方針に基づき、 相当の公益性をよって博物館を運営する体制を整備していること		
	(2) (1)の基本的連宮方針に基づく博物館資料の収集及び管理の方針を定め、当該方針	0	
	の目録を作成し、当該博物館資料を適切に管理し、及び活用する体制を整備している	0	
	(4) 一般公家に対して、所蔵する博物館資料の展示(インターネットの利用その他の 方法により博物館資料に係る電磁的記録を公開することを含む。)を行い、又は特定の 主題に基づき、所蔵する博物館資料若しくは借用した博物館資料による展示を行う体 制を整備していること。	0	
	(6) 単張 (文学は他の博物館石 しくな仏界 3 未弟 1 項第 12 方に掲げる子帆石 しくなく 化に関する諸施設と共同で、博物館資料に関する調査研究を行い、その成果を活用す		
	(6) 博物館資料を用いた学習機会の提供、利用者に対する博物館資料の説明その他の 教育活動を行う体制を整備していること。		
	(7) 法第7条に規定する研修その他の研修に職員が参加する機会が確保されていること。	0	
他の職員の		0	
	(2) 学芸員が置かれていること。	0	
配置の	(3) 2(1)の基本的運営方針に基づく博物館の運営に必要な職員が置かれていること。	0	
4 施	(1) 博物館資料の収集、保管及び展示(インターネットの利用その他の方法により博物館資料に係る電磁的記録を公開することを含む。)並びに博物館資料に関する調査研究を安定的かつ継続的に行うことができる施設及び設備が整備されていること。	0	
設	(2) 防災及び防犯のために必要な施設及び設備を有していること。	0	
及 び 設 備	(3) 博物館の規模及び展示内容に応じ、利用者の安全及び利便性の確保のために必要な配慮がなされていること。	0	
	(4) 高齢者、障がい者、妊娠中の者、日本語を理解できない者その他博物館の利用に困難を有する者が博物館を円滑に利用するための配慮がなされていること。	0	
日数		0	